

マイナンバーカードの更新手続

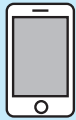
- ①以下のいずれかの方法で申請してください。
- ②お住まいの市区町村から「交付通知書」が届きます。(約1か月かかります)
- ③交付通知書の案内にしたがって、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。

スマートフォンで申請

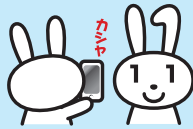
必要なもの



有効期限通知書



スマートフォン



顔写真データ

..... 申請方法

- ①スマホで顔写真を撮影。(※)
- ②スマホで有効期限通知書の交付申請用QRコードを読み取る。
- ③表示されたページに、メールアドレスを登録。
- ④メールアドレスに申請用のURLが届くので、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

パソコンで申請

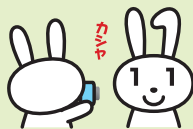
必要なもの



有効期限通知書



パソコン



顔写真データ

..... 申請方法

- ① **6ヶ月以内に撮影した** 顔写真データを用意。(※)
- ② 申請用WEBサイトに有効期限通知書に記載された申請書ID (23桁)を入力し、メールアドレスを登録。

マイナンバー パソコン申請



- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

証明用写真機で申請

必要なもの



有効期限通知書



お金



このマークが目印

..... 申請方法

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ②撮影用の料金を投入して、有効期限通知書の交付申請用QRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

郵送で申請

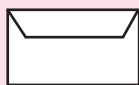
必要なもの



交付申請書



証明写真



封筒

..... 申請方法

- ①専用サイトからのダウンロード、もしくは市区町村の窓口から交付申請書&封筒を入手。

マイナンバーカード 郵便



- ② 交付申請書に必要事項を記入し、**6ヶ月以内に** 撮影した証明写真を貼る。(※)

※持っているマイナンバーカードに記載されたマイナンバー(12けた)を必ず記入!

- ③ 封筒に入れて郵送。

※窓口で交付申請書をもらう際、同時に写真撮影や本人確認を行い、カードが出来上がったら郵送してくれる市区町村もあります。まずは確認してみましょう。

※顔写真については、4ページをご参照ください。

顔写真のチェックポイント



いいね



サイズ

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの。
- ・ 無背景でないもの。
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- ・ 背景に影のあるもの。
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

こういうのはやめてね。



■ 宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合、下記いずれかのご対応をいただくことで使用可能といたします。

- ・ お住まいの市区町村に電話し、または来庁して、申請書ID(有効期限通知書に記載された申請書ID)を伝えてください。
- ・ 交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して、交付申請書を送付ください。
- ・ 個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

※各市区町村の窓口で、マイナンバーカードの交付時にご事情を確認させて頂く場合がございます。

顔写真が規格外(暗い、トリミングができない等)である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

※マイナンバーカード交付の場面で、カードに添付された顔写真と、ご本人との同一性を確認する必要がある場合には、顔認証システムを利用する場合があります。

お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

☎ 0120-95-0178

平 日 9時30分～20時00分(年末年始を除く)

土 日 祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

※ 外国語対応は 0120-0178-27 におかけください(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応)

外国語対応



- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시요. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.

Tel : 0570-064-738

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

本件は、J-LISが全国の市区町村長から委任を受けて実施しています。

2020年3月